

## 配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

- 1 配分金収入は所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費(最高 55 万円)を控除した額です。
- 2 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除申請を行えます。
- 3 給与収入がある会員は、55 万円(収入金額が限度です)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入にかかる控除額は、55 万円から給与所得を控除した残額が限度です。

### ※ 配分金等の個人情報の取り扱いについて

配分金等の個人情報は、個人情報保護法第 16 条・第 23 条により、国の機関(税務署や市町村等)から情報の開示を求められた場合は情報提供に応じる可能性がありますのでご了承ください。

令和 6 年分の所得税の確定申告は 3 月 17 日(月)までです。

その他ご不明な点については、下記にお問い合わせください。

川口税務署 川口市青木 2-2-17 電話 048-252-5141

草加市役所 草加市高砂 1-1-1 電話 048-922-0151

(ご参考)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

国税庁令和 6 年分所得税確定申告作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



確定申告の際には Smile to Smile から閲覧できるご自身の配分金支払証明書(令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月分)の金額をご確認ください。

令和 7 年 1 月 31 日にデータを更新予定ですので、1 月 30 日までに Smile to Smile の登録を完了してください。

尚、配分金支払証明書が必要な方は、印刷してお渡ししますので直接センターまでお越しください。センターの営業時間は平日 8:30～17:15 です。